



暴 追 だ よ り

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

令和6年 12月2日

No.142

058(277)1613



岐阜県暴 追
センターHP
QRコード

第 32 回暴力追放岐阜県民大会

11月6日、不二羽島文化センターにおいて、第32回暴力追放岐阜県民大会を開催しました。

第一部

第一部では、表彰式と式典を行い、暴力追放功劳団体と同功労者の方々に表彰状、感謝状が贈られました。受賞団体(者)の方々は後記します。



式典では、主催者である当センター会長(岐阜県知事)の代理として大森副知事が「安全・安心は全ての県民の願い。暴力団を地域から追放するため、暴力追放三不運動+1の確実な実践を!」、続いて同副会長の三田警察本部長が「暴力団のみならず、暴力団と共存関係にあるグループや個人に対しても警戒を強め、法令を駆使して県民の安全を確保する。」などと挨拶をした。

来賓として岐阜県議会議長、岐阜県地方検察庁検事正、羽島市長、岐阜県弁護士会会長、岐阜県公安委員会委員長に出席をいただきました。

大会宣言では、今春設立された旧

岐阜県庁舎解体工事暴力団等排除対策協議会会長による大会宣言をしていただきました。



第二部

第二部では、少年が暴力団の入口として闇バイト、特殊詐欺、薬物犯罪などに関わることを防止する「入口暴排」についての講演があり、県立羽島高等学校の全校生徒が聴講しました。



講師は、スクールカウンセラー、公認心理師の安永智美氏で「犯罪・暴力団を生まない”入口暴排”は子どもの健全育成と非行防止～救えた

はずの子ども達から託された願い〜」と題した講演を行いました。

安永氏は、福岡県警察官として勤務された後、少年非行やいじめ、家庭問題など様々な少年問題に対応する同県警の少年指導育成官に転身し、少年サポートセンターにおいては、担当した少年少女から「子どもを守るサポレンジャーのレッド隊長」の名前で親しまれ、子どもたちの良き相談者として心の声を聞き支援活動を行ってこられました。

今春、福岡県警を退職後は、子どもの命を守るためのアウトリーチ支援を主眼としてスクールカウンセラー、保護司、講演や研修会の講師として全国で活動されています。



講演では、「非行少年は暴力団の卵、非行少年を生まないことが暴力団の人的供給を絶つことができる。そのためには教育が最も有効な方法です。」

「闇バイトに関わると未来と命が奪われる。捕まったものは皆後悔している。一番大切な人を悲しませてしまった。」

「社会の暴力を生まないためには、まず子供たちが暴力を生まないことが重要、いじめという暴力が被害者にも加害者にも不幸」

「今まで出会った子供から学んだこと。行為ではなく行為の背景に目を向けて知っていただきたい、言葉で

言えない子だったら心の声を聞いていただきたい。そして許して、信じて、待つ。」



「出会いで未来が変えられる。(パワーワード) あなたが動かなければ何も変わらない 変えられない」

「私たちには大切な家族、我が子、地域の子どもたちがいる。地域の安全安心を守りたい。私たちにはそれを守る強さ、力がある。子供たち、大人みんなで町の安全や安心を守り続けていきたい。」と話されました。

第三部

第三部では、羽島高等学校書道部員による書道パフォーマンスを行いました。

出来上がった作品は、羽島市役所をはじめショッピングモールなどの協力をいただき、順次展示しております。



表彰状、感謝状を受賞された方々です。

感謝状

会長（岐阜県知事）感謝状

☆市川 博一 様

表彰状

警察本部長・会長（岐阜県知事）の連名表彰

☆岐阜県建設業暴力追放推進協議会
可茂支部 様

☆岩田 直哉 様

☆荻谷 拓純 様

☆柳瀬 芳仁 様

感謝状

警察本部長感謝状

☆岐阜県弁護士会民事介入暴力
被害者救済センター 様

感謝状

暴力追放推進センター理事長感謝状

☆セブン工業株式会社 様

☆大樹生命保険株式会社岐阜支社 様

☆輪之内町商工会 様

☆可児 恵太 様

☆玉木 雅則 様

相談事例から



【相談の概要】

自動車販売業者の方からの相談。

Aという顧客から車の修理を依頼され、修理が完了したので納車したところ、数日経ってから「この車（修理を依頼した車）を買い取れ」「ほかの修理業者に車を廻せ、修理代金はお前が払え」などと修理した状態が気に入らなかったのか、常識外の要求をしてきました。当社では当然、お客様に納車する際には修理した状態に問題がないかの確認を行った後に納車を行っておりますので、修理の不備等は考えられません。

Aに「修理代金を当社が支払うことはできない」等と告げると物を壊したり、暴力は振るうことはありませんでしたが、大声で怒鳴り散らされ怖い思いをしました。

【教示の概要】

- 1 事実確認
Aの要求の原因が修理に関して不備と認められる事実があるのか。質の悪い「言いがかり」なのかをしっかりと確認する。
- 2 修理に関して不備が認められた場合は、その部分については誠実に謝罪し、再修理など相応の対応をする。過大な謝罪や関係のない修理などは、要求がエスカレートするなどの問題が発生することがあるため厳禁。
- 3 不備等がなく「言いがかり」の場合は、不当要求であるため、毅然とした態度で拒否をする。
- 4 大声で暴言を吐くような場合等は、躊躇せず警察へ通報する。



会社・商店等の事業者の皆様へ
暴力団などからの不当要求への対策を学びましょう！

無料

不当要求防止責任者講習

この制度の目的〔根拠:暴力団対策法第14条〕

各事業所ごとに選任された『不当要求防止責任者』が暴力団との対応要領等を習得し、暴力団等によるさまざまな不当要求行為の被害を防止するために行う講習です。

不当要求防止責任者講習までの流れ

不当要求防止責任者の選任

事業所の代表者は、事業所の職員に対して不当要求の対応方法を指導する責任者を1事業所に1人選任します。

警察署への届出

「責任者選任届」を作成し、事業所を管轄する警察署刑事課の組織犯罪対策担当係に提出していただきます。
※「責任者選任届」の用紙は、警察署刑事課の組織犯罪対策担当係又は当センターに備え付けてあります。
※岐阜県警察又は当センターのホームページからもダウンロードできます。

責任者の登録

選任の届出が済みますと、選任届出書が警察署から警察本部に送られ、電算登録されます。

講習会の通知

講習日は、往復ハガキで通知します。
講習は、岐阜県公安委員会から委託を受けた、岐阜県暴力団追放推進センターが、県内5地区で毎年計25回開催しています。



講習会

講習は、概ね3時間で、資料は当日配布します。
講師は、弁護士、警察本部暴力団担当刑事、暴追センター職員です。
終了時に、講習修了証、プレート等を交付します。

※講習の種別

- ・ 選任時講習...責任者に選任された時の最初の講習
- ・ 定期講習...選任時講習受講後、概ね3年を経過した時に受ける講習

岐阜県警察本部
(公財)岐阜県暴力追放推進センター

